

高齢者サービス のごあんない

市独自の高齢者福祉サービスを実施しておりますので、紹介いたします。



配食サービス事業

対象→おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯で要介護認定を受けていない方

内容→昼食を配達します。

在宅高齢者家族 介護用品支給事業

対象→要介護度4・5の高齢者を在宅で6カ月以上介護している家族

内容→介護手当を支給します。

老人日常生活用具事業

対象→65歳以上で一人暮らしの方・寝たきりの方

内容→自動消火器、電磁調理器の2品目を支給します。

緊急通報装置給付事業

対象→65歳以上で一人暮らしの方

内容→緊急通報装置をお貸しします。

救急医療情報キット 給付事業

対象→65歳以上で一人暮らしの方

内容→救急時必要になる情報を保管する医療情報キットを配布します。

高齢者生きがいデイ サービス事業

対象→65歳以上で要介護認定を受けていない方

内容→健康チェック、趣味創作活動の提供、送迎サービスを行います。

訪問介護員（ヘルパー） 派遣事業

対象→65歳以上で要介護認定を受けていない一人暮らしの方

内容→週2回程度、訪問介護員を派遣し、日常生活の援助をします。

高齢者住宅改修支援事業

対象→65歳以上で要介護認定を受けていない方の世帯

内容→住宅改修に係る工事経費の一部を負担します。

寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業

対象→おおむね65歳以上の要介護4・5、または一人暮らしの方

内容→年1回、寝具類の丸洗い乾燥をします。

徘徊高齢者家族支援事業 （GPSの貸与）

対象→徘徊の行動がみられる、または徘徊行動のおそれがある、おおむね65歳以上の認知症高齢者を在宅で介護している家族の方

内容→徘徊高齢者の所在を確認できる機器を貸し出します。

認知症在宅高齢者 介護手当

対象→認知症と診断され要介護3で在宅で常時介護している家族

内容→介護手当を支給します。

寝たきり在宅者介護 手当支給事業

対象→要介護度4・5の高齢者を在宅で6カ月以上介護している家族

内容→介護手当を支給します。

老人短期入所運営事業

対象→疾病などにより身体が虚弱で日常生活を営むのに支障がある高齢者で要介護認定を受けていない方

内容→一時的に施設に入所することができます。

◇問い合わせ先
高齢福祉課（えほか内）
☎63-2780

高額療養費制度の自己負担限度額（新旧比較表）

〈平成26年12月まで〉

区分	所得要件	自己負担限度額
A（上位所得者）	600万円超	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1% （多数回該当：83,400円）
B（一般所得者）	600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数回該当：44,400円）
C（低所得者）	住民税非課税	35,400円 （多数回該当：24,600円）



〈平成27年1月から〉

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （多数回該当：140,100円）
イ	600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% （多数回該当：93,000円）
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数回該当：44,400円）
エ	210万円以下	57,600円 （多数回該当：44,400円）
オ	住民税非課税	35,400円 （多数回該当：24,600円）

平成27年1月より負担能力に応じた負担を求め、観点から、低所得者に配慮した上で、70歳未満の高額療養費の所得区分および自己負担限度額が細分化されます。今までは、A（上位所得者）B（一般所得者）C（低所得者）の3区分に分けられていましたが、今回の改正に伴い、ア～オの5区分に分けられます。（上のとおり）

また、これにより限度額適用認定証等も更新が必要となりますので、27年1月以降も認定証が必要な方は、お手数ですが1月になりましたら、保険証、印鑑（世帯主姓のもの）、期限の切れた認定証、を持参の上、申請してください。

MEMO

1ヵ月間に病院へ支払った医療費が一定額（自己負担限度額）以上になった場合は、申請すれば医療費の一部が高額療養費として支給されます。

国民健康保険に加入している方については、医療費が高額に該当すると確認できた方で、まだ申請されていない方に対して申請通知書をお送りします。

通知が届いた方は医療費の一部が戻りますので、次のものを持参して申請をしてください。

※領収書等がない場合、申請することはできません。無い場合は医療機関等で再交付を受けてください。なお申請から支給までは約2ヵ月程度かかりますのでご了承ください。

◆申請窓口

市民課 国保年金係
白沢総合支所 市民福祉課

◆持参するもの

申請通知書、通知書に記載されている病院等の領収書、世帯主の通帳（申請書委任欄にご記入頂ければ世帯主以外の通帳でも可）、印鑑（世帯主姓のもの）

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係 ☎24-5342

高額療養費の所得区分と
自己負担限度額が変わります

国保年金
だより
KOKUHONENKINDAYORI